

広島県告示第三百五十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によつて、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和六年三月二十八日

広島県知事 湯崎英彦

区域の名称		所在地	土砂災害警戒区域
自然現象の種類	原因となる自然現象の発生原因		
観音台一丁目二一一一（〇三六八）	崩壊	広島県広島市佐伯区観音台一丁目及び同市佐伯区三宅六丁目地内	土砂災害警戒区域
三宅六丁目（〇四八四）	崩壊 急傾斜地の	表区域示の	土砂災害特別警戒区域
次のことおり	次の図のことおり		
観音台一丁目二一一一（〇三六八）	崩壊	区域の名称	土砂災害特別警戒区域
三宅六丁目（〇四八四）	崩壊 急傾斜地の	自然現象の種類	土砂災害特別警戒区域
次のことおり	次の図のことおり	号三律の土戒定第区域年施推砂区す九域で行政進災域る条の定令に害等土砂二示め第（平す止お災防に害に及事十成る対け害にび項四十法策る警規法	

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局砂防課及び広島県西部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。